

# 土木施設小規模補修工事取扱要領

## (目的)

第1 この要領は、建設部が管理する施設の破損等(但し、国庫負担公共土木施設災害復旧事業を除く。)により県民に著しい不便が生ずる恐れのあるとき、直ちに補修整備を行わなければならない工事とそれに付随する作業のうち、定められた額以下の小規模なもの(以下「小規模補修工事」という。)を行うため必要な事項について定めるものとする。

## (適用範囲)

第2 小規模補修工事は、財務規則第63条の請求方法によるものとし、緊急を要する別表に掲げる施設等に係る1件の設計金額が250万円未満のものに限る。ただし、国庫負担公共土木施設災害復旧工事に係るものは除く。

なお、緊急を要する場合は、県民の生命財産等に危険、損害または著しい不便が生じるおそれがあり、直ちに補修整備をおこなわなければならないもので、職員が修繕箇所の把握をした時から、概ね1週間以内に現場着手する工事である。

## (支出科目と限度額)

第3 財務規則第63条より、需用費は1件の設計金額が250万円に満たないもの、役務費は1件の設計金額が50万円に満たないもの、委託料は1件の設計金額が100万円に満たないものとする。

## (業者の選定)

第4 依頼先の選定は別に定める業者選定の事務処理、及び「小規模維持補修工事にかかる施工体制確認型契約方式試行要領」(平成22年4月1日付け22建政技第17号)によるものとする。

## (請負人選定委員会)

第5 請負人選定委員会の審議は、上記4に示す試行要領による場合を除き、省略できるものとする。

## (依頼等処理簿)

第6 依頼等処理簿は様式1によるものとし、緊急度判定フローより緊急を要するか否か判断するものとする。

## (発注依頼書及び技術者)

第7 発注依頼書は様式2-1によるものとし、主任技術者及び現場代理人の氏名並びに必要な事項を記入し、依頼先へ示すこと。

なお、ただちに依頼先へ様式2-1を示すことが出来ない場合は、口頭によることができるものとする。この場合は事後、依頼先へ示すこと。

2 発注者は様式、口頭を問わず、作業を依頼する場合は、依頼先の主任技術者及び現場代理人の氏名を確認しなければならない。

3 依頼を受けた者が即答できない場合は、作業に着手するまでに主任技術者及び現場代理人を決定し、発注者にその氏名を報告しなければならない。

## (起工及び設計書の省略)

第8 起工は様式3によるものとし、把握できる内容、数量から必ず起工すること。

なお、設計書は同様式中の積算内訳及び工事位置を示すもの、構造図等をもってかえるものとする。発注時は、設計数量が確定しないため予定価格に変えて支出予定額を算出し、その算出にあたっては諸経費率を直接費の80%とする。

## (予定価格調書作成の省略)

第9 財務規則第137条により予定価格調書の作成は省略する。

## (工事内訳書)

第10 工事内訳書は様式4によるものとし工事が完成後、様式4と工事写真(着工前と工事中及び完成)を提

出させ、内容を審査の上価格について協議成立後、請負額を決定し、しゅん工届を提出させること。

(契約)

第11 財務規則第63条の請求方法とし契約書は作成しない。

(監督員の通知)

第12 監督員通知書は発注依頼書をもってかえるものとする。

(工事の仕様)

第13 工事の仕様は別に定める土木施設小規模補修工事仕様書によるものとする。

(支出負担行為決議等)

第14 支出負担行為決議等は財務規則63条及び様式第128号によるものとする。

(しゅん工届)

第15 工事が完成したときは、しゅん工届(様式-5)を提出させるものとする。

(しゅん工検査)

第16 しゅん工検査は別に定める土木施設小規模補修工事検査基準により行うものとする。

(しゅん工検査調書及び復命書の作成)

第17 しゅん工検査調書及び復命書は様式3をもってかえるものとする。

(しゅん工検査結果通知)

第18 しゅん工検査結果通知は省略するものとする。

(支払い)

第19 検査後、請求書を提出させること。

(その他)

第20 土木施設小規模補修工事の実施状況は、ホームページで公表する。

附 則

1 本要領は、平成19年7月1日から適用する。

2 土木施設小規模補修工事取扱試行要領(平成15年5月20日付け15監技第41号)は、平成19年6月30日をもって廃止する。

附 則

1 本要領は平成22年7月1日から適用する。

附 則

1 本要領は平成25年6月1日から適用する。

附 則

1 本要領は平成26年5月1日から適用する。

附 則

1 本要領は平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 本要領は令和元年10月11日から適用する。

(別表) (第2関係)

| 区分 | 対象施設名等 | 区分 | 対象施設名等 | 区分 | 対象施設名等     | 区分 | 対象施設名等  |
|----|--------|----|--------|----|------------|----|---------|
| 1  | 路面     | 5  | 路肩構造物  | 9  | 地すべり防止施設   | 13 | 電気・通信設備 |
| 2  | 橋面     | 6  | 河床     | 10 | 落石防護施設     | 14 | 都市公園施設  |
| 3  | 高欄     | 7  | 河川管理施設 | 11 | 急傾斜地崩壊防止施設 | 15 | 支障木除去   |
| 4  | 横断暗きよ  | 8  | 砂防設備   | 12 | ポンプ設備      | 16 | 崩落土除去   |